4　作業区域及び居住区域の騒音の水準の限度は、曝露の水準に関する国際労働機関の国際的な指針（二千一年の作業場における環境上の要因と称する国際労働機関の実施基準に含まれる指針を含む。）及び適用可能な場合には国際海事機関の特定の保護に関する勧告並びにその後これらを改正し、及び補足する文書であって船舶内で容認することのできる騒音の水準に関するものに適合するものとすべきである。船舶内には、英語又は船舶内の常用語による適用可能な文書の写しを備え置き、及び船員が利用することができるようにすべきである。

5　居住設備、レクリエーション用の設備又は料理の提供のための設備は、過大な振動にさらされるべきでない。

第2　規則　3.2　食料及び料理の提供

目的　船員が規律された衛生的な条件の下で提供される良質の食料及び飲料水を利用することができることを確保すること。

1　加盟国は、自国を旗国とする船舶が当該船舶の需要を適切に満たし、かつ、異なる文化的及び宗教的な背景を考慮した適当な品質、栄養価及び量の食料及び飲料水を船舶内に備え、及び提供することを確保する。

2　船舶内の船員は、勤務期間中、無料で食料が提供される。

3　調理について責任を負う船舶料理士として雇用される船員は、船舶におけるその職務上の地位のために訓練を受け、及び資格を有していなければならない。

A2　3.2　基準　食料及び料理の提供

1　加盟国は、自国を旗国とする船舶において船員に提供される食事について適用する食料及び飲料水の量及び品質並びに料理の提供に係る基準に関する最低基準を定める法令又は他の措置を採択し、並びに当該最低基準についての啓発及び実施を促進するための教育活動を行う。

2　加盟国は、自国を旗国とする船舶が次の最低基準を満たすことを確保する。

(a)　食料及び飲料水の供給は、船舶内の船員の数、食料に関連する宗教上の要請及び文化的慣行並びに航行の期間及び性質に考慮を払い、量、栄養価、品質及び種類に関して適当なものとすること。

(b)　司厨部の組織及び設備は、衛生的な条件の下で調理され、及び提供される適切な、多様な及び栄養のある食事を船員に対して提供することのできるものとすること。

(c)　司厨部の人員は、その職務上の地位のために適切に訓練され、又は指導されること。

3　船舶所有者は、船舶料理士として勤務する船員が関係する加盟国の法令に定める要件に従いその職務上の地位のために訓練され、資格を有し、及び能力を有すると認められることを確保する。

4　3に規定する要件は、権限のある機関が承認し、又は認める訓練課程の修了を含む。当該訓練課程は、実用的な料理方法、食料及び個人の衛生、食料の貯蔵、在庫の調整、環境の保護並びに料理の提供における健康及び安全に関するものとする。

5　十人未満の定められた人数の配乗で運航する船舶であって、乗組員の数又は航行の態様により、十分な資格を有する料理士を乗船させることを権限のある機関によって要求されないものにおいて、調理室で調理する者は、食料及び個人の衛生並びに船舶における食料の取扱い及び貯蔵を含む分野について訓練され、又は指導される。

6　権限のある機関は、例外的に必要となる場合には、十分な資格を有しない料理士に対し、特定の船舶において特定の限られた期間（次の適当な寄港地までの期間又は一箇月以内の期間）業務を行うことを許可する臨時業務許可書を発給することができる。ただし、当該臨時業務許可書の発給を受ける者が食料及び個人の衛生並びに船舶における食料の取扱い及び貯蔵を含む分野について訓練され、又は指導されることを条件とする。

7　権限のある機関は、第五章に規定する継続的な遵守のための手続に従い、次の事項について、船舶において船長により又はその権限の下で頻繁な検査が行われ、かつ、当該検査が記録されることを要求する。

(a)　食料及び飲料水の供給

(b)　食料及び飲料水の貯蔵及び取扱いのために使用される全ての場所及び設備

(c)　食事の調理及び提供のための調理室その他の設備

8　十八歳未満の船員は、船舶料理士として雇用され、従業し、又は労働してはならない。

B2　3.2　指針　食料及び料理の提供

B　3.2.1　指針　検査、教育、調査及び公表

1　権限のある機関は、他の関連する機関及び団体と協力して、船舶において料理を提供することに伴う要請を特に考慮して、栄養並びに食料の購入、貯蔵、保存、調理及び配膳の方法について最新の情報を収集すべきである。この情報は、船舶の食料及び船舶の食料に係る設備の製造業者及び販売業者、船長、給仕及び料理士並びに関係する船舶所有者団体及び船員団体が、無料又は妥当な費用で利用することができるようにすべきである。このため、適当な公表の様式、例えば、手引書、小冊子、ポスター、図表又は業界誌における広告を用いるべきである。

2　権限のある機関は、食料の浪費を避け、適当な衛生基準の維持を促進し、及び食料に係る業務計画ができる限り適切なものであることを確保するため、勧告を行うべきである。

3　権限のある機関は、適切な食料の供給及び料理の提供に係るサービスを確保する方法について教材を作成し、及び船舶内で情報を提供するため、関係する機関及び団体と協力すべきである。

4　権限のある機関は、関係する船舶所有者団体及び船員団体並びに食料及び健康の問題を取り扱う国又は地方の機関と緊密に協力すべきであり、また、必要な場合には、そのような機関のサービスを利用することができる。

B　3.2.2　指針　船舶料理士

1　船員は、次の場合にのみ船舶料理士としての資格を得るべきである。

(a)　権限のある機関が定める最小限の期間、海上において勤務した場合。当該最小限の期間は、船員が既に有している関連する資格又は経験に応じて異なるものとすることができる。

(b)　権限のある機関が定める試験に合格した場合又は料理士のための承認された訓練の課程において当該試験と同等の試験に合格した場合

2　所定の試験及び資格証明書は、権限のある機関が直接に、又は承認された料理人訓練学校が権限のある機関の規制の下に、実施し、及び与えることができる。

3　権限のある機関は、適当な場合には、この条約若しくは千九百四十六年の船舶料理士資格証明条約（第六十九号）を批准した他の加盟国又は他の承認された機関が発給する船舶料理士としての資格証明書を承認するための措置をとるべきである。

第四章　健康の保護、医療、厚生及び社会保障による保護

第1　規則　4.1　船舶及び陸上における医療

目的　船員の健康を保護し、並びに船員が船舶及び陸上において迅速に医療を受けることができることを確保すること。

1　加盟国は、自国を旗国とする船舶の全ての船員が健康の保護のための適切な措置の対象となり、かつ、当該船員が船舶において労働する間に迅速かつ適切な医療を受けることができることを確保する。

2　1の規定に基づく保護及び医療は、原則として、船員に費用を負担させることなく提供する。

3　加盟国は、自国の領域内の船舶において直ちに医療を必要とする船員が当該加盟国の陸上の医療施設を利用することができることを確保する。